

国不入企第30号
令和8年2月18日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局長
（ 公 印 省 略 ）

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

今般、国土交通省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、令和7年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国全職種平均で4.5%（単純平均の伸び率）上昇し25,834円となり、最近の労働市場の実勢価格を踏まえた継続的な引上げを行っているところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正

な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和7年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したもの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到

来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添のとおり、

① 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和 8 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1.（1）

及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

国会公契第 14 号
国官技第 451 号
国営管第 423 号
国営計第 150 号
国港総第 612 号
国港技第 97 号
国空予管第 1372 号
国空空技第 504 号
国空交企第 361 号
国北予第 26 号
令和 8 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る 特例措置について

「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 8 年 2 月 17 日付け国官参建第 112 号、国港技第 96 号）により令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）により令和 7 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 4.5 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 64 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 8 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、同年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1)

及び２．から８．まで（４．(3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

国会公契第 15 号
国官技第 452 号
国営管第 424 号
国営整第 174 号
国港総第 613 号
国港技第 98 号
国空予管第 1371 号
国空空技第 503 号
国空交企第 362 号
国北予第 25 号
令和 8 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	企画部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 8 年 2 月 17 日付け国官技第 448 号、国港技第 94 号、国空空技第 499 号）により、令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 8 年 2 月 17 日付け国官参建第 112 号、国港技第 96 号）により、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 7 年 2 月 14 日付け国官技第 440 号、国港技第 97 号、国空空技第 489 号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1) 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 58 条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書第 59 条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 58 条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 56 条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 46 条
- (10) 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 59 条
- (11) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援等業務契約書第 61 条

事務連絡
令和8年2月17日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課長	殿
		経理調達課長	殿
	企画部	技術管理課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課長	殿
	営繕部	計画課長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐	殿
	事業振興部	技術管理課長	殿
	営繕部	営繕計画課長	殿
各地方航空局	総務部	契約課長	殿
	空港部	空港管理課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課長	殿
	管理調整部	管理課長	殿
		企画調整課長	殿
国土地理院	総務部	契約課長	殿

国土交通省

大臣官房	会計課	課長補佐
	技術調査課	企画専門官
		課長補佐
官庁営繕部	管理課	課長補佐
	計画課	営繕技術企画官
港湾局	総務課	課長補佐
	技術企画課	課長補佐
航空局	予算・管財室	課長補佐
	航空ネットワーク部	空港技術課長補佐
	交通管制部	交通管制企画課長補佐
北海道局	予算課	課長補佐

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する
入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和8年2月17日付け国官参建第112号、国港技第96号）により令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

ついては、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、

遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和8年3月1日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和8年3月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新労務単価を適用して見積りを行い入札するよう周知すること。

(2) 令和8年2月28日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和8年2月17日付け国会公契第14号、国官技第451号、国営管第423号、国営計第150号、国港総第612号、国港技第97号、国空予管第1372号、国空空技第504号、国空交企第361号、国北予第26号。以下「特例措置通知」という。）第二(1)に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事について

令和8年2月28日以前に契約を締結した工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和8年3月1日において工期の始期が到来していないもの

受注者に対し、特例措置通知第二(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

(2) 令和8年3月1日において工期の始期が到来しているもの

受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3. 特例措置通知第二(1)に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請求（特例措置通知第一に規定する請求をいう。以下同じ。）を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

(3) その他

「総価契約単価合意方式の実施について」(平成23年9月14日付け国地契第30号、国官技第183号、国北予第20号)及び「総価契約単価合意方式の実施について」(平成27年3月24日付け国港総第501号、国港技第121号)に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、請求がなされた場合においては、変更前の契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書及び「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書をいう。)に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこと。

事務連絡
令和8年2月17日

大臣官房官庁営繕部	各課	課長	補佐	殿
各地方整備局	総務部	契約課	課長	殿
		経理調達課	課長	殿
	企画部	技術管理課	課長	殿
	港湾空港部	港湾事業企画課	課長	殿
	営繕部	各課	室長	殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課	課長補佐	殿
	事業振興部	技術管理課	課長	殿
	営繕部	各課	室長	殿
各地方航空局	総務部	契約課	課長	殿
	空港部	空港管理課	課長	殿
	保安部	技術保安企画調整課	課長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部	会計課	課長	殿
	企画部	施設課	課長	殿
	管理調整部	管理課	課長	殿
		企画調整課	課長	殿
国土地理院	総務部	契約課	課長	殿
	企画部	技術管理課	課長	殿

国土交通省

大臣官房	会計課	課長	補佐
	技術調査課	企画専門官	
		課長	補佐
	官庁営繕部	管理課	課長補佐
		整備課	課長補佐
港湾局	総務課	課長	補佐
	技術企画課	課長	補佐
航空局	予算・管財室	課長	補佐
	航空ネットワーク部	空港技術課	課長補佐
	交通管制部	交通管制企画課	課長補佐
北海道局	予算課	課長	補佐

「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する建設コンサルタント業務等における入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和8年度設計業務委託等技術者単価について」（令和8年2月17日付け国官

技第 448 号、国港技第 94 号、国空空技第 499 号) により、令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 8 年 2 月 17 日付け国官参建第 112 号、国港技第 96 号）により令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

ついては、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等について

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和 8 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定しているもの

令和 8 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日（プロポーザル方式においては見積合せの日をいう。以下同じ。）を設定している建設コンサルタント業務等については、新技術者単価及び新労務単価（以下「新単価」という。）を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新単価を適用して見積りをした上で、入札（プロポーザル方式においては見積合せをいう。）を行うよう周知すること。

(2) 令和 8 年 2 月 28 日以前に入札書提出期限日を設定しているもの

「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和 8 年 2 月 17 日付け国会公契第 15 号、国官技第 452 号、国営管第 424 号、国営整第 174 号、国港総第 613 号、国港技第 98 号、国空予管第 1371 号、国空空技第 503 号、国空交企第 362 号、国北予第 25 号。以下「特例措置通知」という。）第二に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

2. 特例措置通知第二に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

業務委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請求（特例措置通知第一に規定する請求をいう。以下同じ。）を受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。